

会議名 厚生・文教常任委員会

日時 令和3年6月9日(水) 午前10時～午前10時44分

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長 大野慎治 副委員長 谷平敬子 委員 宮川 隆
委員 須藤智子 委員 井上真砂美 委員 関戸郁文
委員 木村冬樹

説明員 健康福祉部長 山北由美子、教育こども未来部長 長谷川忍、総務部専門監 奥井博昭
行政課長 佐野剛、子育て支援課長 西井上剛、同指導保育士兼子育て支援センター長 野田克枝、同主幹 佐久間喜代彦

陳述人 石原正章

事務局出席 議会事務局統括主査 寺澤 顕

送付

陳情番号	事件名	結果
陳情第1号	「保育士の全面パート化につながる短時間勤務保育士の活用促進ではなく、保育所職員の配置基準改善、処遇向上のための必要な措置を求める意見書」提出を求める陳情書	聞き置く

◎委員長（大野慎治君） おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから厚生・文教常任委員会を開催いたします。

当委員会の案件は、陳情1件であります。

審査に入る前に当局から挨拶をお願い致します。教育こども未来部長、よろしく申し上げます。

◎教育こども未来部長（長谷川忍君） おはようございます。

今日は厚生・文教常任委員会ということで、保育関係の職員も出席させていただきました。どうぞよろしく申し上げます。

今週のトピックスとしては、子どもが84万人しか生まれなかったということで、昨年の86ショックと言われてからさらに下がったという、来年もっと70万人台というような憂えるべき状況かなというふうに思っております。いろんなところで子育て支援施策が必要だと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

◎委員長（大野慎治君） ありがとうございます。

それでは、議題に入ります。

陳情第1号『「保育士の全面パート化につながる短時間勤務保育士の活用促進ではなく、保育所職員の配置基準改善、処遇向上のための必要な措置を求める意見書」の提出を求める陳情書』について議題といたします。

この陳情については、陳情提出者が陳述人としてお越しになっておりますので、陳述人の発言を許可します。

意見陳述、よろしく申し上げます。

◎陳述人（石原正章君） ありがとうございます。マイク入っていますでしょうか。

私は愛知保育団体連絡協議会の石原正章と申します。事務局次長を務めております。先程事務局の方から、本日の委員会が私どもの提出した陳情を審議するために開かれたというふうにお聞きしました。貴重な時間をいただき、どうもありがとうございます。感謝します。

それで、本陳情は本当に昨年度の年度末に郵送という形で、とても失礼な形でお送りしました。何故送ったかという、実は保育士の配置ということに係るとても重大な事なんですけども、マスコミでもほとんど報道がなされずに、私たち保育関係者も実はコロナの感染を防ぐということに注力していて、なかなかこの問題が浸透せずに、大きな反対という声があるんですけれ

ども、そういったものを現実の形にすることができずに、そのまま当初のたたきに決まってしまって、本年4月1日から実施されるということなので、何とかその現状を委員会というか、議会の皆様にもお知りいただきたいということで出した陳情でございます。その意味では、このような機会を本当に設けてくださり、本当に重ねてお礼を申し上げます。

それで、私今日、朝、毎日さまざまなニュースをテレビで見てるんですけども、本日の、昨日の新型コロナ新規感染者は何人でした、というところから、すべての各局のニュース始まっています。こんなような状況、1年以上私たちずっと続けております。その中で、エッセンシャルワークという言葉が、私も昨年度初めて自身そういう言葉を聞きました。社会の活動の維持に欠かせない仕事という意味なんでしょうけど、保育も実はこのエッセンシャルワークということに、範疇に含められております。もともと私たち保育関係者は、子どもの教育だとか、保育も含めてなんですけども、この国の将来を担う子ども達の成長にはとても大事な仕事だというふうに認識しております。そういう意味では、そこをおろそかにすると、必ず数年後というか何十年後には、大きなしっぺ返しを食らうということが歴史の教訓なので、そんなところを気を付けて保育をしております。ただ、他のエッセンシャルワークと違って、私たちの保育、幼稚園もそうなんですけれども、どうしても密接密集ということが避けられない職場です。現行の保育室の面積にたくさんのお子どもが保育しているという現状、あるいは幼い子どもを扱っているということで、マスクのつけられないお子さんもいます。抱っこをしたりとかという事も必要です。そういう意味では、保育士はずっとこの子たちを自分が感染させるんじゃないか、あるいは自分が感染するんじゃないかという不安の中で、ずっと保育をしてきました。そんなさなか、今の実際には不安だけではなくて、いくつか全国ではそういう保育施設でクラスターが発生したというニュースもかなり出てきておりますが、そんな中で現在も保育をしております。

そんなさなか、昨年12月なんですけれども、新子育て安心プランというのが閣議決定されました。そして本年4月からはそれが施行されるという形になります。その主な内容は、本年度、令和3年度から令和6年度末の4年間で、14万人分の保育の新たな受け皿を作るというものです。実際待機児童の主な年代というのが、1歳児、2歳児、3歳児が主なので、私のざっとした試算でも数千の保育施設を新設する、あるいは2万人を超える保育士を確保する必要があると思います。そんな中で、この2万人を超える保育士をどう確保するんだということが課題です。それで、このプランでは、現状でも

保育士は不足している現状で、どんな人に来てもらうのかということであると、今は保育士として働いていない家庭にいる方を、もう一度職場に出てもらう、ということで想定を、そののところに焦点が当てられているプランなんです。

それで結論から申しますと、現行の、クラスを担当する保育士は、今最低1名は正規で雇用してくださいよという基準を、ここを緩和をして、正規でなくても構わない、パートの方を例えば2人とか、3人をうまくコンビネーションさせて、それでいいですよというような緩和策が提案というか、決定されました。もちろんこれは無条件ということではなくて、待機児童が1名以上いる自治体が担当で、かつどんな施設が対象になるかということ、施設的な余裕があるんだけど、保育士を雇用できないので、これ以上子どもを受け入れられない、そういう施設が対象になります。そういう意味では無条件にやっていいよということではないんですけど、一応そんなことが決められました。論拠になっているのは令和元年度に東京都で行われた調査です。どんな内容かということ、今は保育士をやめたという方々の27.7%の方が、理由として忙しすぎるという答えを出しています。この人たちがもう1回働いていいよという条件として何を挙げているかということ、76.3%の方が勤務時間ということを挙げています。要は勤務時間を短くしてほしい、ちゃんと決まった時間で帰れるようにしてほしい、ということですね。じゃあどんな勤務形態で働きたいかということ、正規はその条件が満たされないので、だったらパートでいいよという方が、56%の方がそういう回答をなされているんです。それを論拠にして今のクラス担任をパートで雇ったらどうかということなんです。

私たちが実は愛知県の様々な調査も行っていて、実際特に若い年代の保育士についてみれば、とても初任給が低いので、実際勤務時間を考えればパートで働いたほうが分がいいという現状があります。責任もとても重大です。残業時間も多く、あるいは持ち帰り残業も多いという現状は事実です。そういう意味ではブラック企業というのか、そんなことがよくマスコミで言われて、保育士はブラックというのが定着しているのが事実としてあるので、その気持ちはとても分かりますけども、私たちはそこを改善してほしいというふうに思っています。忙しすぎる職場、その理由の根本は保育士の数が少ないということです。何故少ないかということ、国の定める、例えば0歳児を担当する保育士は、1人の保育士が3人の子どもをみるという現行の基準だとか、1歳2歳は6人に1人とか、3歳では20人に1人、4歳5歳では30人に1人の先生、という状況を、ここがあまりにも1人の担任の受け持つ児童

数が多すぎるので、職員の数が全然少ないという形なので、こういうところを改善をして、ちゃんと所定の労働時間の中であがれるような状況を作ってほしいというのが、私たちがずっと要求してきたことなんですけども、今回のプランの解決策は全くその方向ではない方向での処方箋がなされているという形です。これ4年間なので、今後4年間は私たちの願いはほとんど聞き届けられないだろうな、ということが予測はされるのですが、その後も、実はこのような方法で上手くいったので、これを全面展開したらどうだというようなことも、将来的には考えられます。なので、今回の陳情で私たちは保育士の全面パート化につながるという意味ではそういう意味でございます。そういう方向ではなくて、保育所職員の配置基準の改善という方向にかじを取ってほしいというような意見書を当議会から国の方に是非挙げてほしいというのが、本陳情の趣旨でございます。是非ご検討よろしくお願い致します。

◎委員長（大野慎治君） はい、ありがとうございました。

取り扱いをどうするか検討いただく前に、せっかく陳述人がお見えになっていますので、今発言をいただきました意見陳述、陳情書に基づいて意見交換、また勉強のために各委員から聞いておきたい事、確認したい事がありましたら、ご発言をお願い致します。

◎委員（谷平敬子君） ありがとうございます。

この陳情書の理由のところの9行目のところなんですけども、ちょっと読まさせていただいて、「クラス担任はすべてパート対応で構わないとなれば保育の質低下は免れません」ってあるんですけども、この質の低下の免れないというところにちょっと私的にちょっと疑問を抱いているんですけども、ちょっとその辺をもう少しお話していただければと思います。

◎委員長（大野慎治君） 陳述人お願いします。

◎陳述人（石原正章君） 実は現行のクラス担任は最低1人は正規で雇うという基準は、これは昔からそうではなくて、2000年代に入った時に、そういう基準になったんです。それまでは、2000年代に入った初頭、小泉純一郎内閣が成立をしました。小泉首相の最初の所信表明に待機児童ゼロというところが初めて歴代の内閣から出されて、そこで保育というものに初めて焦点が当たった瞬間でした、その瞬間が。その時に、待機児童ゼロ作戦ということ掲げた時に、何をやったかという、一つは定員拡大、という言い方は変ですけど、普通ですと定員の範囲内で子どもを受け入れるという形だったんですけども、これを125%まで入れてもいいよというようなやり方をとったりとか、あと保育士もパートで構わないよという形になったんですね。ただそれだと歯止めが無いので、最低1人は正規だという形になりました。それ

が、何が起きたかという、もちろんパートの職員の方は時間から時間で帰られます。例えば仮に2歳児の、1歳児の担当がこれまで正規で2名だったところを1人は正規で2名のパートさんという体制になった時に、このパートの2人の方は時間で帰られます。じゃあそこを超えた仕事は誰がするかというと正規の担任がするというので、とても、ある意味残業というか持ち帰りみたいな、責任がとても増えました。それが理由で離職ということも私もいくつか聞いてますけれども、増えました。何が言いたいかということそもそも今の保育の制度上、今子どもを11時間預かるというのが標準です。11時間というのは理由があって、例えば正規で働く保護者は1日8時間働くとすると、休憩時間が1時間あるとすると、通勤に係る時間が片道1時間とすれば11時間は絶対に帰ってこれない訳ですよ。そういう意味では11時間分を標準で保育するというのは現実なんですけれども、ただ、この制度のもとと作られた1947年にこの原型が作られたんですけども、当時は8時間だったんです、保育時間が。今もそれが踏襲されていて、8時間で正規の保育士1人、残りの3時間はパートで、というようなのが今の国の法定価額の標準なんです。そういう意味ではとても負担のかかる制度設計になっていて、ある意味現行の職員の範囲内では、残業するだとか、ということが当たり前の上で作られた仕組みです。その上でまた、時間で帰るパートの職員に全部置き換わった時に、その後における様々な諸問題を誰が一体解決するんだということかというと、それは園長しかありえない、現行の仕組みですと。あるいは主任と呼ばれるフリーの保育士の2人位で全ての諸問題を解決するのかということが容易に想像されます。もちろん原理的な事で言うと、そのパートの方も例えば3時間とか3時間半で交代するみたいな、途中で、という形になります。その人が必ずずっといるわけではなくて、コンビネーションで子ども達を保育する形なので、例というか、例え話で言えば、母親が日替わりで変わってしまうというか。そんなようなイメージになるかと思います。なので、子どもの心理的な発達というのか、そういうところでは、なるべくならば決まった方が継続的に見てもらえるというのがとても望ましい形かなというふうに思います。そういう意味で、質の低下というのは否めないというふうに考えます。

◎委員長（大野慎治君） ほかに。

◎委員（須藤智子君） 本日はお忙しい中、陳述人の方にお越しいただきましてありがとうございます。

少しちょっとお尋ねしたいんですが、この陳情書というのは各自治体に出されているものですか、同じ内容で。

◎陳述人（石原正章君） はい。愛知県内の全自治体に出させていただきます。

◎委員（須藤智子君） そうですね。この陳情書の中の理由の中に、意見書の中にもありますけど、その配置基準、保育士の、4・5歳児の配置基準は72年間変わらないままという指摘されていますけど、岩倉市ではそれはないと思うんですね、我が市では。それをちょっと当局にお尋ねしたいんですが、保育士の配置基準について、ちょっと教えてください。

◎子育て支援課長（西井上 剛君） まず国の基準もう一度念のために申しますと、先程おっしゃられた通り0歳児が3対1、1歳児2歳児が6対1、3歳児が20対1、4歳児5歳児が30対1でございますが、それに対しまして岩倉市は1歳児が6対1のところ4対1、4歳児を30対1のところ25対1、というふうに1歳児と4歳児を厚くしております。

◎委員長（大野慎治君） ありがとうございます。

◎委員（須藤智子君） そういった点では、岩倉市は昔から手厚く保育を行っていると思うんですね。こういった陳情書を各自治体の現状も調べずに出されるのでしょうか。お尋ね致します。

◎陳述人（石原正章君） 私ども、そのところの実態については、毎年自治体調査を行って全て把握しております。ここは、国の基準の所が、制度が始まって4歳、5歳は変わってないということです。それぞれの自治体が上乘せをした基準で運用していることはもちろんあります。ありうるというか、ある意味是非進めてほしいというふうに私たちは考えております。そういう意味では、1歳児4対1、それから4歳児25対1という運営をされている岩倉市様にはとても感謝をしております。ただ全国的に見れば、この基準というのがやっぱり今の、その基準で運営されている自治体がとても多いところですし、ちょっと話はそれですけれども、実は保育所と幼稚園の基準がまた違うんですね。例えばどんなことを言ってるかということ、0歳児が今3対1という基準なんです。そこに5人のお子さんを預けた時には、国の方から何人の配置が認められるかということ、実はちょっと変な人数なんですけど、3分の5人という基準になるんですね。2人ではないんです。これが全ての年齢が適用されるので、例えば5歳児を40人預かってた場合は、30分の40人という配置が認められるんです。全年齢をそういう計算をして足し算をした人間、数が、その保育所の保育士の数というのが今の基準なんです。これ実は幼稚園では全く違っておまして、幼稚園の場合、例えば仮に同じように4歳児で40人という定員があった時に、現行の35人を5人超えている訳ですけども、この場合は2人の幼稚園教諭が配置されるというのが基準なん

です。そういう意味ではちょっと私いきなり分かりにくい数字を申し上げて、皆様を混乱させているかも知れませんが、一応、保育所はとても職員が少ない、というのが実態なので、ここをどうにか改善してほしいというのが私たちの願いでございます。

◎委員長（大野慎治君） ほかに確認して……。

◎委員（宮川 隆君） どうも今日はよろしくお願い致します。

先ほど陳述人の方から、この趣旨としては、保育士さんたちの労働環境の改善が1番のメインのテーマだということを言われました。調査でご存知のように、岩倉市は未来を担う子ども達の為にできるだけ手厚い対応をしておりますし、この陳述自体も国に対しての制度変更というものを求めている訳ですので、その主旨も十分理解した上でお尋ねするんですが、労働環境の改善という部分に関しては、国の制度そのものを改善するという部分と、個々というか、集団として労働運動としての改善要求ということも、大きな運動の一つになってくると思うんです。制度のことは制度として、求めるのは十分理解しているという前提で、実際この例えば愛知県におけるざくっとしたところの環境改善に向けての運動はどういう様な流れで動いているんでしょうか。

◎陳述人（石原正章君） 保育士が勤めるような職場は、実際とても零細なところが多いです。保育士もとても若い方々が多いです。例えば4年制の大学を出てきて勤め始めるというところで。そういう意味では自分の現状を改善をするための行動をするということは、とても難しいと思います。零細な職場の中で、例えばいわゆる労働組合的なものがあるかと言えば、ほとんどないです。そういう意味では、そこの職場、職場の、どんな職場に就職するのかという、そこの運営だとか労働基準というのか、のところに左右されるところがとても多いと思います。そういうところが離職が多い理由の一つなのかもしれません。もちろん若い保育士なので、自分の将来だとか、あるいは結婚のような人生の岐路があるので、そういう時に転職あるいは離職ということはありますけれども、残念ながらそれが事実かと思います。

◎委員（宮川 隆君） 労働運動を司るに当たって、やっぱりそういう弱者をどうやって救うかというのが大きな課題だと思うんですけども、それ以上に、今言われたように個々の個人の部分をどうネットワーク化して、情報共有して大きな流れを作っていくのかというのが、一つの役割を担っている団体の担ってみえる部分だというふうには思うんですけども、やはりそのネットワーク化というのはなかなか難しいんでしょうか。

◎陳述人（石原正章君） 私どもの団体自体が労働組合ではないものですか

ら、そのこのところをまずお断りをして、その上でお答えをさせていただきます。民間の保育施設で働く職員が入る労働組合はあります。またあるいは、公立の施設で働く職員もそれぞれの地方自治体の中の労働組合が多分あると思います。民間の保育施設で働くというところでは、よくというか、最近もというか、実際に裁判にもなっていますけれども、例えば学童保育のところで言うと、組合に入った職員を解雇するだとか、保育所でもそういう事例は多いんですけれども、とても、組合自体にアレルギーを持つ経営者の方とはとても多いかと思えます。そういう意味ではなかなか職場の中で組合員を増やすだとか、ネットワークを作るといのはとても困難、努力は勿論してまますけれども、困難はあるかと思えます。

◎委員長（大野慎治君） ほかにございますか。

◎委員（木村冬樹君） 今日は忙しいところありがとうございます。

非常に保育の現場の実態を理解するという意味では、非常にいい話をお聞きすることができました。この6月議会は付託議案がこの委員会に無くて、この陳情を審議するという形になっているところですので、もう少し理解を深めたいなというふうに思っています。実は私の家族にも公立保育園で働いている者がいまして、それこそ短大を卒業して保育士になったばかりの頃は、毎日泣いて帰ってきました。というのは、やっぱり子ども達が自分の言うことをやっぱり聞いてくれない、だけど先輩の保育士の言うことはよく聞く、なぜだろうということをお悩んで、毎日泣いていました。家族で励ましながらやったわけですけど、またその職場の持ち帰り残業、公立保育園ですけどね、あるんですね。例えば色んな行事がある、保育園の行事の為に物を作らなきゃいけない、こういう作業を家でやってるんですね。これは僕も手伝いました。妻も家族総出でバナナを作ったんですよ。そういう経験もあるもんだから、保育士の皆さんの大変さというのは少しは分かるというふうに思っています。それで、お聞きしたいのは、やっぱり今の保育士さんの労働の実態と言いますか、もっと具体的に、例えば持ち帰り残業がどんだけあってだとか、あるいは事務時間が、岩倉市はこういう質問も以前の議会でやってきてるんですけど、事務時間をちゃんと保証しているもんだから、持ち帰り残業はないという、そういう答弁がされていますけど、それもどうなのかというところもありますけど、公立、民間問わずそういう実態があるんじゃないかなと思っているわけですけど、そういったところをもう少し具体的な、こんな事例があるというようなことがあれば教えていただきたいと思えます。

◎陳述人（石原正章君） 保育士の本当の仕事というと変なんですけども、子どもと向き合う時間というのが保育の時間だと思うんですね。要はそれは

子どもがいる時間という形になってしまうんです。子どもがいる時間は基本的には子どもと向き合うという形になれば、明日の保育の準備、あるいは一月後の行事の準備はいつやるんだろう、ということなんです。もちろん、子どもの登園時間が例えば8時から3時とかというふうに決まっていれば、子どもがいなくなった時間帯で、その準備ができるんでしょうけども、現状、仮に7時半から11時間開設をしているような現状なので、子どもがいなくなる時間が無いというのがあります。そういう意味では保護者へのお便りを書いたりとか、明日の色々な準備だとか、行事の準備といったものをやろうと思えば、延長とか残業をするだとか、その時間内でやりくりがつかない場合は持ち帰らざるを得ない、というのが委員が今報告された御家族の話は、多分そうなんだろうなというふうに思います。ただこれは一律ではないです。すべてがそうではなくて、そういうことなるべく多くならないように工夫をしているそういう施設もあるかと思います。これは1年位前か2年位前に大きな問題というか、保育がとてもクローズアップされた時に報道された事例ですけれども、あえて職員をたくさん入れるというか、職員の給与を1割くらい全体的に削減して、余ったお金でパートの職員を雇うみたいな、いう様ないわゆる職員の数を増やして、職員に事務時間を保障するといったような、工夫をされている保育園も現にあります。ただ、これは本当はいい事ではなくて、タコが自分の足を食べながらという様な形なので、いい形ではないですけども、苦肉の策でそんなことをやっている保育園もあるということです。もちろん、さっきいろいろ委員のほうから組合のお話をいただいたんですけど、そういう組合活動がしっかりしているようなところで、例えばこの岩倉市さんの公立の保育園も多分そうでしょうけど、残業をほとんどやらないとか、その代わりに様々な事務の職員を配置するだとか、あるいは様々なITというのかそういう様な機器も導入してやっているということがあれば、改善されているとは思いますが。

◎委員（関戸郁文君） よろしくお願ひ致します。本日は本当にありがとうございました。

ちょっと行政の方にお尋ねしたいんですけども、今陳述人の方からいろいろな保育の質の低下という事例が説明されました。またその保育士の人は非常に大変であるというのもよく十分に理解できたところでございます。翻って、岩倉市において、これはパート職員と正規の職員の責任が違うというようなお話があったと思います。ある程度運用で何とか回避できるような内容かなというところもちょっと感じたところでございます。ですので、今、岩倉市の現状としてこのような事例に当てはまるようなことが起きているのか

どうか、その辺のところをちょっと教えていただきたいと思います。

◎子育て支援課長（西井上 剛君） 岩倉の現状という意味で申し上げて、先ほど陳述人の方がおっしゃっていただきました待機児童が出ているとかいろんな条件という面のところに沿って申し上げますと、かねてから岩倉市は正規保育士1名につき1クラス担任を持つということでやってございますので、結果として今待機児童は出ているという事実は有りますが、そのクラスに関しては正規が入れてございます。また、正規というか、常勤という意味合いではございますので、そういう意味で申し上げますと、仮に正規職員ではない場合でも本市につきましてはフルタイムの会計年度任用職員ということを導入させていただいておりますので、さらに常勤できる職員というものとしては確保させていただいております。またそうした中で会計年度任用職員、当然雇用の関係というところで短い職員という方は当然入ってきていただいております。そういう方に時間をうまくつないでいただいて、というところで更に厚くできるということは非常にありがたいところだと思っておりますが、不足しているという意味で、切り替えるというようなことは起きていない状況ではございます。よろしくお願いを致します。

◎委員長（大野慎治君） ほかにございませんね。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） それでは本陳情の取扱いはどのようにさせていただきますでしょうか。

選択肢としては、聞き置く、請願並みに取り扱うとかございますが、委員の皆さんのご意見をお聞きしたいと思います。ご意見はいかがでしょうか。

◎委員（井上真砂美君） ありがとうございます。今まで聞かせていただきまして、岩倉市の現状は非常に子育てしやすいまち岩倉として、保育士の待遇も改善されておりますし、11時間預かりでありますと、常勤の者、それからパート、会計年度任用職員の時間割り振り、早番遅番等の勤務割り振りもあると思います。その他条件面で非常に整っておりますので、国のことを色々教えていただきましたけれども、聞き置くということで進めていけるとありがたいなと思っております。

◎委員長（大野慎治君） ほかにご意見はございますか。

◎委員（宮川 隆君） 私も結論的には聞き置くということでありまして。それぞれの全国的な市町が未来を担う子ども達の為に、出来る限りの最善を尽くしているというのが僕は現状かなというふうに思っております。公立私立の温度差は当然あるとは思いますが、やはりこういうナイーブと言うか、丁寧に丁寧に子ども達に対応する、子ども達の生活環境を整えるために、保

育士さんたちの労働環境を整えるということはとても大切な運動なんですけれども、やっぱり市町においての温度差、環境、財政的な問題だったり、人力的な問題だったり、そういうのがある中で、言わんとしていることはすぐわかるんですけども、もうちょっと丁寧に進めるべきかなと思います。そういう意味合いで言うと、せっかく全国的なというか、全体的な状況も教えていただいたということもありますので、聞き置いて、これからの市内そして市外にアピールする一つの材料として勉強していききたいなという意味合いで聞き置くということにしたらどうかなというふうに思います。

◎委員（須藤智子君） 私も今日色々なお話をお聞きしまして、貴重なご意見いただきましたので、国に意見書を出すというまでもないと思いますので、皆さん各委員さん勉強されるということで、聞き置くということだと思います。

◎委員（木村冬樹君） 岩倉市の公立保育園の実態はともかく、やっぱりここで求めているのは、閣議決定に基づいて今年の4月から行われようとしていることについて危惧を持っているということ、それから国全体の保育士の配置基準だとか、保育士の処遇の改善を求めているというところでは、岩倉市の実態がどうあれ、意見書は出して行く方向にならないかなというふうに私は考えています。ですから、陳情を請願並みに扱って採択できればというふうに思いますが、今お聞きしている流れがそういう聞き置く、ただ今回この機会を持ったということが非常に勉強の機会にはなったと思っていますので、これからも勉強を重ねる中で、必要に応じてはそういう対応もしてもらおうということもありうるのかなということで、今回は無理して絶対採択とは言いませんけど、私の考えは一応請願並みに扱っていただきたいなというふうに思いがあります。

◎委員長（大野慎治君） それでは、委員長としてお諮りします。

今、木村委員は請願並みに取り扱っていただきたいというご意見もありますが、各委員が聞き置くということであれば、それはもうやむを得ないということですので、本陳情については、聞き置くということで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 異議はないということで、各委員において熟読してよく勉強していただきますよう、よろしくお願いします。

それでは、以上で当委員会に送付されました案件は全て議了いたしました。

なお、本日の本委員会の委員長報告の文案については、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか、と言っても報告するこ

とがないと思いますので、すみませんがよろしくお願ひ致します。

異議なしと認め、そのように決しました。

継続審査事項について、何かご意見はございますか。

それでは厚生・文教常任委員会の所管で勉強したい課題等がございましたら、正副委員長にご報告くださいますよう、よろしくお願ひします。

以上で厚生・文教常任委員会を閉会させていただきます。ありがとうございました。お疲れさまでした。